

第5章 計画の継続的な推進と評価

1 市民、事業者、行政（市）による計画の推進

社会福祉法第4条において、地域福祉の推進の主体として、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」が規定されています。また、同法第107条には市町村が地域福祉計画を策定することが規定されています。

地域福祉を推進していくためには、市民、事業者、行政（市）がそれぞれの立場で、さまざまな地域での課題解決のために何ができるかを考え、包括的かつ重層的な支援体制のもと、お互いに連携・協力し、解決策を見つけ、行動することが重要であり、それこそが、子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、市民のだれもが、地域で助け合い、支え合いながら、一人ひとりが自分らしく、健康で明るく元気に、充実した生活を送ることができる共生のまちづくりの第一歩です。

（1）市民の役割

市民一人ひとりが地域福祉についての理解を深めるとともに、人は一人では生きていけず、お互いの協力が必要だという認識を持ち、自分には何ができるのかを考え、ともに支え合いながら、自主的な地域活動の実践を通じて地域福祉を実現することが期待されます。

（2）事業者の役割

福祉サービスの供給主体として市民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上に努め、他のサービスとの連携により、総合的なサービスの提供を行うことが求められます。

また、どのようなニーズがあるかを積極的に把握することも重要です。

（3）行政（市）の役割

市は、地域共生社会の実現に向け、本計画に掲げる施策を総合的に実施し、地域福祉の推進に努める必要があります。

そのために、市民及び事業者の地域福祉に関する活動に対し、その自主性を尊重するとともに、市民が主体的に地域活動に参加できるように、多様な参加

機会や情報の提供など、必要な支援を行います。

2 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進

岩見沢市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、本計画の目標を実現するためには、計画の各分野において、社会福祉協議会が市民、ボランティア、福祉団体などと協働して役割を担うことが求められます。

岩見沢市社会福祉協議会と市が相互に連携しながら、本計画に基づく施策の実現をめざします。

3 計画の進捗状況の把握と評価

岩見沢市地域福祉計画について実行性を高め、円滑で確実な実施を図るためには、適切に進捗等を管理する体制が必要です。

まず、今回策定された計画（Plan）を、市民、事業者、行政が、それぞれの役割に応じて、具体的な行動や実践活動などの実行に移し（Do）、計画の達成状況や進捗状況について、アンケート調査の実施等により評価・点検を行い（Check）、評価・点検結果を踏まえ、必要に応じて適宜見直し等の改善を行う（Act）といった、いわゆる「PDCA サイクル」によって、計画の目的や目標達成に向けた着実な推進に努めます。

4 財政基盤の確立

岩見沢市地域福祉計画に基づく、地域福祉の推進のために、計画に規定されているそれぞれの具体的な施策の費用対効果を十分に検討した上で、限られた財源の配分と施策の実施を効率的・効果的に行うように努めます。